

[事案 28-120] 契約解除取消請求

・平成 28 年 11 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

平成 28 年 5 月ころ、がんの告知を受けたとして給付金を請求しようとしたところ、保険会社から、すでに契約は告知義務違反により解除されていると伝えられたため、主位的に、その契約解除の取消しを求め、予備的に、契約の無効および既払込保険料等の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 1 月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、主位的に、契約解除の取消しを求め、予備的に、契約の無効および既払込保険料等の返還を求める。

- (1) 継続的にクリニックで通院治療をしていたことを告知していないことを理由として契約解除されたが、実際は「うつ」でも「高血圧」でもなかった。
- (2) 告知書の既往症の欄に記載する際、「日付がうろおぼえでも大体でもいい、欄が少ないので主だったものでいい」と言われたので、それで記載した。
- (3) 契約解除通知は届いていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 25 年 4 月以降、申立人が「うつ状態」の治療のためにクリニックに通院し、継続的に薬物療法及び精神療法を受けており、かつ、平成 26 年 10 月、通院していたことからすると、同年 11 月の告知に際し、申立人には告知義務違反が認められる。
- (2) 解除通知は、平成 28 年 3 月に受領されており、解除の意思表示は、申立人に到達している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件契約の申込時および告知時における事情、申立人の病状等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知義務違反が認められることから、契約解除の取消し、契約の無効および既払込保険料等の返還のいずれも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。